

第13回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針

計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第13期（2021年8月1日～2022年7月31日）

ラクスル株式会社

上記事項は、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

アドレス：<https://corp.raksul.com/ir/stock/>

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 6 - 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2014年11月21日	2015年8月11日	
新 株 予 約 権 の 数		5,834個	560個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 583,400株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	
権 利 行 使 期 間		2016年11月22日から 2024年11月21日まで	2017年8月12日から 2025年8月11日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,089個 目的となる株式数 108,900株 保有者数 2名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
		社 外 役 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	
摘 要		上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	

			第 6 - 3 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2015年10月13日	2016年10月27日
新 株 予 約 権 の 数			2,120個	2,730個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 212,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 273,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権 1 個あたり 31,300円 (1株あたり 313円)	新株予約権 1 個あたり 31,300円 (1株あたり 313円)
権 利 行 使 期 間			2017年10月14日から 2025年10月13日まで	2018年10月28日から 2026年10月27日まで
行 使 の 条 件			(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 260個 目的となる株式数 26,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 489個 目的となる株式数 48,900株 保有者数 3名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	
摘	要		上記のうち、取締役 3 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	上記のうち、取締役 2 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

			第 9 - 5 回 新 株 予 約 権	第 1 0 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2017年5月17日	2017年6月15日
新 株 予 約 権 の 数			1,520個	600個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 152,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)	新株予約権1個当たり 31,300円 (1株当たり 313円)
権 利 行 使 期 間			2019年5月18日から 2027年5月17日まで	2019年7月1日から 2027年6月30日まで
行 使 の 条 件			(注) 5	(注) 6
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 754個 目的となる株式数 75,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 72個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 2名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	
摘 要	-		上記のうち、取締役2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	

		第 1 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2017年10月27日	
新 株 予 約 権 の 数		960個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式	96,000株
		(新株予約権 1 個につき)	100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	34,000円 340円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月28日から 2027年10月27日まで	
行 使 の 条 件		(注) 7	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 却)	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 却)	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 4名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	
摘 要		上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	

(注) 1. 第 4 回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後 1 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ②上場日後 1 年を経過した日から上場日後 2 年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%
 - ③上場日後 2 年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. 第6-2回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

3. 第6-3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 第9回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

5. 第9-5回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

6. 第10回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

7. 第11回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ③上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - ④上場日後3年を経過した日から上場日後4年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - ⑤上場日後4年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

8. 2018年2月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2015年5月22日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

		第7回新株予約権 (有償ストック・オプション)	
発行決議日		2015年5月22日	
新株予約権の数		4,800個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	480,000株
		(新株予約権1個につき	100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり280円とする。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	31,300円
		(1株当たり)	313円)
権利行使期間		2015年5月26日から 2025年5月25日まで	
行使の条件		(注) 1	
割当先 (注) 2	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員を含む)及び従業員	新株予約権の数	4,800個
		目的となる株式数	480,000株
		割当者数	4名

(注) 1. 行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. 割当先

- (1) 交付時の状況を記載しております。
 - (2) 当事業年度末における新株予約権の数は1,130個であります。
3. 2018年2月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「割当先」における「新株予約権の数」、「目的となる株式数」は調整されております。

②2020年6月18日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

		第12回新株予約権 (有償ストック・オプション)
発行決議日		2020年6月18日
新株予約権の数		7,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 700,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり12,100円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 318,000円 (1株当たり) 3,180円)
権利行使期間		2022年11月1日から 2027年7月2日まで
行使の条件		(注) 1
割当先 (注) 2	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び従業員	新株予約権の数 7,000個 目的となる株式数 700,000株 割当者数 11名

(注) 1. 行使の条件

- (1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。
- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 本新株予約権者は、2022年7月期から2024年7月期までのいずれかの期における、当社の損益計算書に記載された売上総利益が、以下の①及び②に掲げる水準を満たしている場合に限り、以下の行使可能割合を限度に本新株予約権を行使することができる。
 - ①売上総利益が68億円を超過した場合
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の30%
 - ②売上総利益が77億円を超過した場合
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. 割当先

- (1) 交付時の状況を記載しております。
- (2) 当事業年度末における新株予約権の数は6,935個であります。

③2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議日	2019年11月13日
償還の期日	2024年11月29日
社債に付された新株予約権の数	500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 本社債の額面を転換価格で除した数
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	4,074円
新株予約権の権利行使期間	2019年12月13日から2024年11月15日まで

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は業務の適正を確保するための体制として、2014年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております（2015年5月12日、2017年11月16日、2019年10月17日及び2020年9月29日改定決議）。当該基本方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- (4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- (5) 代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は定期的に代表取締役に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同。）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従って適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) リスク管理業務の主管部署はリスクマネジメントの状況を定期的に取り締役に報告し、網羅的かつ総合的な管理を行う。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役を長とし危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社管理・報告体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査部門による内部監査の対象とする。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。
- (2) 取締役の職務執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、随時に経営会議を開催し、「職務権限表」に定められた金額範囲において経営方針や事業戦略を決定するものとする。
6. 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く（監査等委員会を補助すべき取締役は置かない）。なお、使用人の任命、異動、評価及び指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む）が、監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人等は、業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容や業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人等に対し、適宜報告を求めることができるものとする。
 - (2) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、適切に運用するものとする。
8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
 - (2) 監査等委員会は、企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。
 - (3) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。
 - (4) 監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。監査等委員がその職務執行につき、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 代表取締役は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
 - (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨むものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は15回開催され、取締役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な経営方針や事業戦略について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）6名を含めた取締役（監査等委員である取締役を含む）12名で構成されており、取締役会開催にあたり事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

2. コンプライアンス及びリスク管理

当社は、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、個人情報保護、情報セキュリティ、インサイダー取引の他、景品表示法や下請法、その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的を実施し、その周知徹底を図っております。加えて、違反行為等の早期発見とその是正、解決を通じて当社のコンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定めており、運用しております。

また当社は、リスクマネジメントの基本方針及び体制を「リスク管理規程」に定めており、定期的リスクの調査及び再評価、リスク低減策の有効性評価を実施し、リスクの回避及び発生した場合のリスクの最小化に努めております。

3. 内部監査の実施

当社は、代表取締役直轄の内部監査部門を設けるとともに、「内部監査規程」を定め、運用しております。また内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人とも定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報を共有し連携を図ることで、監査の効率性と実効性の向上に努めております。

4. 監査等委員の監査

監査等委員は監査等委員会で定めた監査計画に基づき、取締役会はもとよりその他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、業務執行取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査等委員会は14回開催され、監査等委員が相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査部門及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当は行っておりません。今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。各事業年度の経営成績を勘案し、株主のみなさまへの利益還元を検討してまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から)
(2022年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,452	5,260	△249	△0	7,463
当連結会計年度変動額					
新株の発行	241	241			482
親会社株主に帰属する当期純利益			1,021		1,021
連結及び持分法適用範囲の変動			△607		△607
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	241	241	414	△0	896
当連結会計年度末残高	2,694	5,501	165	△0	8,360

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その 他有 価差 評価	その 他有 証券 金額			
当連結会計年度期首残高		3	529	-	7,996
当連結会計年度変動額					
新株の発行					482
親会社株主に帰属する当期純利益					1,021
連結及び持分法適用範囲の変動					△607
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	18	18	401	-	419
当連結会計年度変動額合計	18	18	401	-	1,316
当連結会計年度末残高	22	22	930	-	9,312

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 ノバセル株式会社
株式会社ダンボールワン

(2) 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 RAKSUL VIETNAM COMPANY LIMITED
RAKSUL INDIA PRIVATE LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称 ペライチ株式会社

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

(1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、ノバセル株式会社を新たに設立し、株式会社ダンボールワンの株式を追加取得し完全子会社化したことに伴い、両社を連結の範囲に含めております

(2) 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の子会社であったジョーシス株式会社は、同社が実施した第三者割当増資により議決権比率が35.6%（内、緊密な者等の所有割合27.1%）に減少したため、持分法適用の範囲に含めております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法であります。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。

②棚卸資産

先入先出法による原価法であります。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 6年～18年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 2年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業の計上基準については以下の通りです。

①ラクスル事業

当社グループのラクスル事業における主要な履行義務としては、国内向け印刷物及びダンボール等の販売があります。これらにおける履行義務を充足する通常の時点は、印刷物及びダンボール等を顧客に納品した時点で製品に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

②ノバセル事業

当社グループのノバセル事業における主要な履行義務としては、CMに係る広告代理店業務の提供及びCM制作等があります。履行義務を充足する通常の時点は、CMに係る広告代理店業務の提供においては放映時点で役務に対して顧客が支配を獲得しており、また、CM制作においては制作物を顧客に納品した時点で制作物に対して顧客が支配を獲得しているため、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価で測定しており、重要な変動対価はありません。

③ハコベル事業

当社グループのハコベル事業における主要な履行義務としては、主に配車サービスの提供があります。履行義務を充足する通常の時点は、顧客に対する配車サービスの完了時点で、当該役務に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費を売上高より控除する方法に変更しております。また、従来は当社の役割が代理人に該当する取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益認識する方法に変更しております。

これによる、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、従来「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度の期首より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	4,708百万円
-----	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

企業結合により取得した企業の取得原価は、当該資産及び負債に対して配分しており、取得原価が、資産及び負債に配分された純額を上回る場合は、その超過額をのれんとして資産に計上しております。

なお、当連結会計年度における株式会社ダンポールワンの業績は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていないこと、又は継続してマイナスとなる見込みでないことを確認しております。

また、経営環境について、期末日時点の事業計画上の売上高及び営業利益に関する想定が、追加取得時点のものと比較して重要な乖離が生じていないことも確認しております。そのため、株式会社ダンポールワンに対するのれんについて減損の兆候は生じていないと判断しております。

②主要な仮定

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間で将来キャッシュ・フローが見積もられており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

③翌連結会計年度に与える影響

のれんはその効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、減損の兆候があると判断した場合には、将来キャッシュ・フローの見積もりに基づいて減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

2. 持分法適用関連会社に関するのれん相当額の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

関係会社株式（株式会社ペライチ）	998百万円
上記に含まれるのれん相当額	987百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

株式会社ペライチの株式の取得原価が、取得時の時価純資産の持分を超える部分について、その超過額をのれん相当額として認識しております。

なお、株式会社ペライチの業績は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

のれん相当額の認識にあたっては事業計画に基づく投資の回収期間で将来キャッシュ・フローが見積もられており、当該事業計画上の主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

③翌連結会計年度に与える影響

のれん相当額はその効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、減損の兆候があると判断された場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損損失を計上するかどうかの判定を行うこととしております。将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 997百万円

※上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力及びタックスプランニングに基づく課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の重要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

③翌連結会計年度に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(連結損益計算書に関する注記)

当社は、株式会社リヴァンプ、サンクスリンク株式会社と3社間での営業代行契約を締結しておりましたが、2022年6月30日付で契約解除の合意に至りました。これを踏まえ、サンクスリンク株式会社に対して契約解除に伴う和解金として39百万円の支払を行い、これを「特別損失」に「和解金」として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 29,080,100株
2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 460,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取引方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、経理規程及び与信管理細則に従い、経営管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは利益計画に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合（連結貸借対照表計上額330百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません（注）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金ならびに未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
投 資 有 価 証 券	303	303	—
短 期 借 入 金	(800)	(800)	—
長 期 借 入 金	(8,112)	(8,115)	3
転換社債型新株予約権付社債	(5,023)	(4,988)	△34

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合 (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	170
投資事業有限責任組合	160

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券	24	－	278	303

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価 (*)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
短 期 借 入 金	－	(800)	－	(800)
長 期 借 入 金	－	(8,115)	－	(8,115)
転換社債型新株予約権付社債	－	(4,988)	－	(4,988)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

非上場新株予約権は、市場価格がないため、将来の株価推移を予測するとともに、当該株価推移を前提とした発行会社及び割当先の行動について一定の仮定を設けることにより、割当先が対象新株予約権から得るキャッシュ・フローを求めて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

短期借入金及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	ラクスル	ノバセル	ハコベル	計		
売上高						
外部顧客への売上高	27,325	2,824	3,478	33,628	351	33,980

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債に関する情報は以下のとおりであります。

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「受取手形及び売掛金」に含まれており、契約負債は、「契約負債」に含まれております。

顧客との契約から生じた債権 4,903百万円

契約負債 91百万円

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たりの純資産額	288円53銭
1 株当たりの当期純利益	35円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割及び重要な子会社等の株式譲渡)

当社は、2022年6月10日開催の取締役会において、物流のプラットフォーム事業を営むハコベル事業（以下「本事業」）を会社分割により新設会社に承継し（以下「本新設分割」）、新設会社の一部株式をセイノーホールディングス株式会社（以下「セイノーHD社」）に譲渡すること（会社分割と合わせて以下「本取引」）を決議しました。

なお、2022年8月1日に本新設分割が完了し、2022年8月8日に本取引が完了しております。

1. 会社分割

(1) 取引の目的

当社は、2015年12月に本事業を開始し、マッチングプラットフォーム及び配車管理システムの提供を通じ、物流業界全体の生産性を上げ、需給・稼働を最適化するプラットフォーム事業を運営しております。

また、合併会社のパートナーとなるセイノーHDは、現中期経営計画にて、顧客の課題解決に貢献する「価値創造型総合物流商社」への進化を掲げ、デジタルプラットフォームの構築や外部リソースとの連携による「オープンパブリックプラットフォーム」の構築、及び生産・在庫・配送の最適化されたスマートサプライチェーンの実現を目指しております。

近年、輸配送ニーズが増え続ける一方、労働環境や低賃金によるトラックドライバー不足等を背景とした「2024年問題」をはじめとする需給ギャップの課題は深刻化しております。このような環境の中、両社の強みを持ち寄り新しい価値を共創していくことにより、効率的な物流ネットワークの実現、さらには物流業界全体の課題解決に資すると考えられることから、ハコベル株式会社を設立し、合併会社として運営することと致しました。

これまで物流業界で積み上げられてきたセイノーHDのブランド・商業物流の実績・顧客基盤と、当社がハコベル事業を通して培ってきたブランド・テクノロジー・オペレーションの力を掛け合わせ、業界・企業間の垣根を越えた「共創・共生」を目指す「オープンパブリックプラットフォーム」の実現を目指してまいります。

(2) 会社分割により新設される企業の名称

ハコベル株式会社

(3) 会社分割する事業の内容及び規模

①会社分割する事業の内容

ハコベル（物流のプラットフォーム）事業

②会社分割する事業の経営成績（2021年7月期）

売上高 2,936百万円

（注）当連結会計年度の期首より収益認識会計基準等を適用しており、2021年7月期の売上高は当該基準等を遡って適用した後の数値となっております。

③分割する資産、負債の項目及び金額（2022年7月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	949百万円	流動負債	709百万円
固定資産	89百万円	固定負債	－百万円
合計	1,038百万円	合計	709百万円

(4) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、ハコベル株式会社を新設分割設立会社とする新設分割方式（簡易新設分割）であります。

(5) 本新設分割の日程

分割期日（効力発生）	2022年8月1日
------------	-----------

2. 重要な子会社等の株式譲渡

(1) 本取引の目的

「1. 会社分割（1）本取引の目的」に記載の通りです。

(2) 譲渡する相手会社の名称

セイノーホールディングス株式会社

(3) 譲渡の時期

2022年8月8日

(4) 当該子会社等の名称及び事業内容

①名称

ハコベル株式会社

②事業内容

ハコベル（物流のプラットフォーム）事業

(5) 譲渡する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

譲渡する株式の数	28,714株
譲渡価額	1,004百万円
譲渡後の持分比率	49.9%

※譲渡後の持分比率は、下記の第三者割当増資と株式譲渡の両取引完了後の当社持分比率であります。

(6) その他の重要な事項

当社は2022年6月10日開催の取締役会において、本新設分割の決議と同時に、ハコベル株式会社がセイノーHD社に対して第三者割当増資を実施し、合併会社として運営していくこと等に関する契約について、セイノーHD社との間で締結することを決議しました。

①契約の目的

「(1) 本取引の目的」で記載の通りです。

②契約の相手会社の名称

セイノーホールディングス株式会社

③契約の締結の時期

2022年8月8日

④第三者割当増資の概要

発行株式数	42,858株
発行総額	1,500百万円
払込日	2022年8月8日

⑤契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

契約により実施される第三者割当増資は、中長期的に当社連結業績の向上に資するものと見込んでおります。

(7) 翌連結会計年度の連結損益に与える影響

以上の一連の取引により翌連結会計年度において、1,588百万円の子会社株式売却益等を特別利益に計上する予定であります。

(その他の注記)

連結計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 8 月 1 日から)
(2022年 7 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
当期首残高	2,452	5,260	5,260	△249	△249	△0	7,463	3	3	529	7,996
当期変動額											
新 株 の 発 行	241	241	241				482				482
当 期 純 利 益				960	960		960				960
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								11	11	401	413
当 期 変 動 額 合 計	241	241	241	960	960	△0	1,442	11	11	401	1,855
当 期 末 残 高	2,694	5,501	5,501	711	711	△0	8,906	15	15	930	9,852

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法であります。

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法であります。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。

(2) 棚卸資産

先入先出法による原価法であります。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 6年～18年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主要な事業の計上基準については以下の通りです。

(1) ラクسل事業

当社のラクセル事業における主要な履行義務としては、国内向け印刷物の販売があります。これらにおける履行義務を充足する通常の時点は、印刷物を顧客に納品した時点で製品に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

(2) ノバセル事業

当社のノバセル事業に関する主要な履行義務としては、CMに係る広告代理店業務の提供及びCM制作等があります。履行義務を充足する通常の時点は、CMに係る広告代理店業務の提供においては放映時点で役務に対して顧客が支配を獲得しており、また、CM制作においては制作物を顧客に納品した時点で制作物に対して顧客が支配を獲得しているため、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価で測定しており、重要な変動対価はありません。

(3) ハコベル事業

当社のハコベル事業に関する主要な履行義務としては、主に配車サービスの提供があります。履行義務を充足する通常の時点は、顧客に対する配車サービスの完了時点で、当該役務に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費を売上高より控除する方法に変更しております。また、従来は当社の役割が代理人に該当する取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益認識する方法に変更しております

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高は4,737百万円減少、売上原価は4,677百万円減少、販売費及び一般管理費は60百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。これによる、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、従来「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度の期首より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 棚卸資産の評価方法の変更

当事業年度より、当社における棚卸資産の評価方法を総平均法から先入先出法へ変更しております。この変更は、2022年2月1日に株式会社ダンボールワンを完全子会社化したことに伴い、グループとして棚卸資産の評価方法の検討を行うなかで、棚卸資産の帳簿価額に実態に即した価額を反映させることを目的として行ったものです。

なお、当該会計方針の変更が計算書類に及ぼす影響は軽微であり、遡及適用は行っておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

株式会社ダンボールワン	4,008百万円
株式会社ペライチ	1,387百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。市場価格のない株式等について、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

株式会社ダンボールワンはEC市場において事業展開を、株式会社ペライチはHP制作に係るSaaS事業の展開を行っており、取得原価には株式取得時における将来の事業の成長見込みに基づいた超過収益力を反映しております。

株式会社ダンボールワンについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていないこと、又は継続してマイナスとなる見込みでないことを確認しております。また、経営環境について、期末日時点の事業計画上の売上高及び営業利益に関する想定が、追加取得時点のものと比較して重要な乖離が生じていないことから、超過収益力を反映した株式会社ダンボールワンの株式の実質価額は著しく低下した状況にはないと判断しております。

株式会社ペライチについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっておりますが、取得時の事業計画の進捗状況、市場環境、今後の事業計画の見通しなどを勘案した結果、超過収益力を反映した株式会社ペライチの株式の実質価額は著しく低下した状況にはないと判断しております。

②主要な仮定

事業計画の見積りにおける主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、評価損が計上される可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、「7. 税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力及びタックスプランニングに基づく課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の重要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	183百万円
短期金銭債務	78百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	668百万円
売上原価	1,904百万円
販売費及び一般管理費	302百万円

2. 特別損失について

連結注記表の(連結損益計算書に関する注記)をご参照ください。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	28,785株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	31百万円
株式報酬費用	319百万円
資産除去債務	36百万円
未払事業税	27百万円
投資有価証券評価損	4百万円
関係会社株式評価損	9百万円
関係会社株式	275百万円
税務上の繰越欠損金	1,113百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	1,826百万円
評価性引当額	△934百万円
繰延税金資産合計	891百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6百万円
資産除去債務	19百万円
繰延税金負債合計	26百万円
繰延税金資産の純額	865百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連 会社	ジョーシス 株式会社	東京都 品川区	127	情報処 理・提 供サー ビス業	(所有) 35.6% (内、緊密な者等の 所有割合27.1%)	新株予 約権の 引受	278	その他 の関係 会社有 価証券	278

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

独立した第三者機関により算定した価額を基礎として、両者協議の上で決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	松本恭攝	(被所有) 直接 17.3%	当社 代表取締役	新株予約権の 権利行使(注1)	11	-	-
役員	永見世央	(被所有) 直接 1.0%	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注1)	21	-	-
役員	田部正樹	(被所有) 直接 0.2%	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注1)	11	-	-
役員	福島広造	(被所有) 直接 0.1%	当社取締役	金銭報酬債権の 現物出資(注2)	27	-	-
役員	泉雄介	(被所有) 直接 0.1%	当社取締役	金銭報酬債権の 現物出資(注2)	17	-	-
役員	水島壮太	(被所有) 直接 0.1%	当社取締役	金銭報酬債権の 現物出資(注2)	27	-	-

- (注) 1. 新株予約権の権利行使は、
- ・2014年10月24日開催の定時株主総会決議及び2014年11月21日取締役会決議に基づき付与された第4回新株予約権
 - ・2015年5月22日開催の臨時株主総会決議及び2015年5月12日取締役会決議に基づき付与された第7回有償新株予約権
 - ・2016年10月27日開催の定時株主総会決議及び2016年10月27日取締役会決議に基づき付与された第9回新株予約権
 - ・2016年10月27日開催の定時株主総会決議及び2016年10月27日取締役会決議に基づき付与された第9-2回新株予約権
- のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	307円10銭
1 株当たり当期純利益	33円27銭

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割及び重要な子会社等の株式譲渡)

当社は、2022年6月10日開催の取締役会において、物流のプラットフォーム事業を営むハコベル事業（以下「本事業」）を会社分割により新設会社に承継し（以下「本新設分割」）、新設会社の一部株式をセイノーホールディングス株式会社（以下「セイノーHD社」）に譲渡すること（会社分割と合わせて以下「本取引」）を決議しました。

なお、2022年8月1日に本新設分割が完了し、2022年8月8日に本取引が完了しております。

1. 会社分割

(1) 取引の目的

当社は、2015年12月に本事業を開始し、マッチングプラットフォーム及び配車管理システムの提供を通じ、物流業界全体の生産性を上げ、需給・稼働を最適化するプラットフォーム事業を運営しております。

また、合併会社のパートナーとなるセイノーHDは、現中期経営計画にて、顧客の課題解決に貢献する「価値創造型総合物流商社」への進化を掲げ、デジタルプラットフォームの構築や外部リソースとの連携による「オープンパブリックプラットフォーム」の構築、及び生産・在庫・配送の最適化されたスマートサプライチェーンの実現を目指しております。

近年、輸配送ニーズが増え続ける一方、労働環境や低賃金によるトラックドライバー不足等を背景とした「2024年問題」をはじめとする需給ギャップの課題は深刻化しております。このような環境の中、両社の強みを持ち寄り新しい価値を共創していくことにより、効率的な物流ネットワークの実現、さらには物流業界全体の課題解決に資すると考えられることから、ハコベル株式会社を設立し、合併会社として運営することと致しました。

これまで物流業界で積み上げられてきたセイノーHDのブランド・商業物流の実績・顧客基盤と、当社がハコベル事業を通して培ってきたブランド・テクノロジー・オペレーションの力を掛け合わせ、業界・企業間の垣根を越えた「共創・共生」を目指す「オープンパブリックプラットフォーム」の実現を目指してまいります。

(2) 会社分割により新設される企業の名称

ハコベル株式会社

(3) 会社分割する事業の内容及び規模

①会社分割する事業の内容

ハコベル（物流のプラットフォーム）事業

②会社分割する事業の経営成績（2021年7月期）

売上高 2,936百万円

（注）当事業年度の期首より収益認識会計基準等を適用しており、2021年7月期の売上高は当該基準等を遡って適用した後の数値となっております。

③分割する資産、負債の項目及び金額（2022年7月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	949百万円	流動負債	709百万円
固定資産	89百万円	固定負債	－百万円
合計	1,038百万円	合計	709百万円

(4) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、ハコベル株式会社を新設分割設立会社とする新設分割方式（簡易新設分割）であります。

(5) 本新設分割の日程

分割期日（効力発生）	2022年8月1日
------------	-----------

2. 重要な子会社等の株式譲渡

(1) 本取引の目的

「1. 会社分割（1）本取引の目的」に記載の通りです。

(2) 譲渡する相手会社の名称

セイノーホールディングス株式会社

(3) 譲渡の時期

2022年8月8日

(4) 当該子会社等の名称及び事業内容

①名称

ハコベル株式会社

②事業内容

ハコベル（物流のプラットフォーム）事業

(5) 譲渡する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

譲渡する株式の数	28,714株
譲渡価額	1,004百万円
譲渡後の持分比率	49.9%

※譲渡後の持分比率は、下記の第三者割当増資と株式譲渡の両取引完了後の当社持分比率であります。

(6) その他の重要な事項

当社は2022年6月10日開催の取締役会において、本新設分割の決議と同時に、ハコベル株式会社がセイノーHD社に対して第三者割当増資を実施し、合併会社として運営していくこと等に関する契約について、セイノーHD社との間で締結することを決議しました。

①契約の目的

〔(1) 本取引の目的〕で記載の通りです。

②契約の相手会社の名称

セイノーホールディングス株式会社

③契約の締結の時期

2022年8月8日

④第三者割当増資の概要

発行株式数	42,858株
発行総額	1,500百万円
払込日	2022年8月8日

⑤契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

契約により実施される第三者割当増資は、中長期的に当社業績の向上に資するものと見込んでおります。

(7) 翌事業年度の損益に与える影響

以上の一連の取引により翌事業年度において、910百万円の子会社株式売却益を特別利益に計上する予定であります。

(その他の注記)

計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。